

糸満市監査委員告示 4 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 8 日

糸満市監査委員 儀間常貞

糸満市監査委員 上原江津子

第1 請求人

住所 糸満市
氏名 請求人

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については糸満市職員措置請求書（以下、「請求書」という。）事実証明書の内容は一部省略した。

1 請求の要旨

令和4年度～令和6年度に自治会に支払われた負担金について自治会がなく、自治会長もいない団体への負担金であり、違法である。

2 請求の趣旨

何を根拠に市は自治会に負担金を支払いしているのか。自治会長は部外者であり、その自治会長と契約することは違法性がある。自治会も存在していないので、市が自治会に負担金を支払いすることできない。

3 事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があった。

- (1) 令和6年度決算報告書
- (2) 共益費の取り扱いに係る協定書に基づく負担金額確定通知書
- (3) 市営住宅共同施設使用料に係る負担金実績報告書
- (4) 通帳の写し

第3 監査の結果

- 1 本件請求については、監査委員の合議により、次のように決定した。
要件審査の結果、理由がないと認め住民監査請求を「棄却」とする。

2 棄却の理由

請求者が主張する自治会については、当時は存在している。決算報告書の書類が証明する。自治会長や会計等の役員もあり、違法性は認められない。